

## OIE の実験動物福祉綱領

黒澤 努 大阪大学医学部実験動物医学教室

2010 年は実験動物に関する国際的規約に関して画期的な年となった。まず 5 月に OIE（世界動物保健機関）の実験動物福祉綱領が制定された。これは本格的な実験動物福祉に関する最初の国際標準文書である。ついで 9 月には EU の実験動物保護法が発効し、2013 年までには加盟各国は法制を整備することが義務づけられた。さらに 2010 年末には米国 ILAR の基準の第 8 版の事前出版がなされた。日本実験動物学会が監修して邦訳を発行する段取りとなっている。さらに 1985 年に発効し、国際的に実験動物法制の成立に著しい影響を与えた、CIOMS の指針が ICLAS により改訂作業が行われ、ICLAS 内の原案は 2011 年にできあがり、CIOMS からは 2012 年には改訂版が発刊されることとなっている。

こうした国際的な動きの内、我が国にもっとも影響を及ぼしそうなのが OIE の実験動物福祉綱領である。そもそも OIE は国際的な家畜に関する種々の国際協定などを策定してきたが、近年になり伝染性疾病の発生により、アジア地区にも影響力を高めてきた。OIE の文書は WTO 国際貿易協定の動物および畜産品の輸出入に関する国際標準として扱われる。OIE 自体は協定違反を実質的に止めるような実効手段をもっていないが、WTO を通じて協定違反は提訴されたり、違約金を各国に求める仕組みがある。このため我が国でトリインフルエンザが発生した際にはその鎮圧に相当厳しい体制で臨んだ。また最近発生した宮崎県の口蹄疫の流行では OIE の清浄国としての認定を得るため、大胆な方策を適用した。とくに牛肉の輸出入では我が国の畜産家保護のために、OIE の協定をたびたび持ち出して、各国からの安価な牛肉の輸入を防止してきた経緯がある。したがって、我が国は OIE の文書に経済的な意味で従わねばならない立場にある。

実験動物産業は、われわれにとってこそ重要な産業ではあるが、全国的にみれば、経済規模的に極めてマイナーな分野であることを認めざるを得ない。すなわち、他の畜産保護という経済的な波及の大きい問題の前には実験動物産業が多少の不利益となることがあっても、それを優先することはあり得ない。新たにできた実験動物福祉綱領に抵触したからと言って、直ちにににか不利益が起こるとは思われぬが、どこかの国が自国に不利益を感じたときに、この綱領に我が国は抵触していると言い出されると、実験動物界は大混乱に陥る事が予想される。OIE の実験動物福祉綱領に記載された条項に従い、今のうちから適切な法整備を行い、やがての混乱防止を図るべきである。